

第2回農業委員会定例会(シナリオ)

1 日 時	令和8年2月27日(金)	午前 9時50分 午前10時10分
2 場 所	竹原市役所3階 大会議室	
3 出席農業委員	1 宮崎委員、2 祐本委員、3 井上委員、5 赤坂委員、7 石本委員 欠席推進委員 4 渡橋委員、6 土居委員 推進委員 原潤子推進委員、片田推進委員、佐伯推進委員	
4 説明員	松岡事務局長、南谷係長、上谷主任、小川主事	
5 審議案件	議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第6号 非農地承認申請について 議案第7号 農地利用集積等促進計画の決定について 報告第2号 利用権(農地利用集積計画)の解約について 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第4号 農地法第4条の規定による届出について	

議 長	<p>出席者が過半数に達しておりますので、只今から令和8年第2回竹原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名者に、7番石本委員を指名いたします。</p> <p>なお、本日の欠席は、渡橋委員、土居委員です。</p> <p>それでは、日程第1、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>1番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>1番の申請地は、福田町〇〇番、福田町〇〇番の計2筆、地目は畑、面積は計531㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画は、じゃがいも、一般野菜、みかん、ゆずを作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。</p>
片田 推進委員	<p>申請地は、JR大乗駅から北東へ約460m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(質疑、意見)</p>
議 長	<p>ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異 議)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして2番について事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の1ページ、参考資料の2ページをご覧ください。</p> <p>2番の申請地は、下野町〇〇番の1筆、地目は畑、面積は700㎡です。</p> <p>申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。営農計画はじゃがいもを作付けする予定です。説明は以上です。</p>
議 長	<p>現地確認を行った井上委員から補足説明をお願いします。</p>
井上 農業委員	<p>申請地は、大井地域交流センターから南東へ約450m付近にあります。</p> <p>現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。</p>

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして3番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料3ページをご覧ください。 3番の申請地は、下野町〇〇の1筆、地目は畑、面積は555㎡です。 申請の事由は、農業経営を開始することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画は梅・柿・季節野菜を作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った井上委員から補足説明をお願いします。
井上 農業委員	申請地は、大井地域交流センターから南西へ約240m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして4番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の1ページ、参考資料4ページをご覧ください。 4番の申請地は、福田町〇〇の1筆、地目は田、面積は122㎡です。 申請の事由は、農業経営を拡大することに伴い、所有権を移転するためです。 営農計画はタマネギ、キャベツ、ピーマンを作付けする予定です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った片田推進委員から補足説明をお願いします。
片田 推進委員	申請地は、福田会館から北東へ約100m付近にあります。 現地確認時、耕作可能な農地でした。説明は以上です。

議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第2、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の2ページ、参考資料の5ページをご覧ください。 1番の申請地は、忠海中町二丁目〇〇、〇〇の計2筆、地目は畑、面積は78㎡です。 駐車場3台の用途で利用することに伴い、所有権を移転するものです。 用途が定められた区域にある農地であり、第3種農地です。説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、JR忠海駅から北西へ約300m付近にあります。 現地確認時、耕作されていませんでした。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を許可することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第3、議案第6号「非農地承認申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の3ページ、参考資料の6ページをご覧ください。 1番の申請地は、忠海町〇〇の1筆、地目は畑、面積は69㎡です。 昭和初期に墓石を施工後、墓地として利用しているため、農地として管理されておられません。 説明は以上です。

議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、J R 忠海駅から北西へ約 720m 付近にあります。 現地確認時、現況は墓地となっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして 2 番について事務局の説明をお願いします。
局 長	議案の 3 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 2 番の申請地は、忠海長浜三丁目〇〇の 1 筆、地目は畑、面積は 184 m ² です。 平成元年 12 月付けで隣接地に家屋を建築後、申請地を庭として利用しているため、農地として管理されておられません。 説明は以上です。
議 長	現地確認を行った佐伯推進委員から補足説明をお願いします。
佐伯 推進委員	申請地は、長浜会館から東へ約 380m 付近にあります。 現地確認時、現況は庭となっていました。説明は以上です。
議 長	これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。
	(質疑、意見)
議 長	ないようですので、本件を承認することにご異議ありませんか。
	(異 議)
議 長	異議なしと認めます。よって本件を許可することに決定いたします。 続きまして、日程第 4、議案第 7 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

局 長	<p>議案の4ページ、参考資料の8～9ページをご覧ください。</p> <p>本議案は、「農用地利用集積等促進計画の決定について」となっております。</p> <p>今回、利用権設定の申出があった案件の面積は計5,109㎡、対象人員は、貸し手が4人、借り手が1人です。</p> <p>本議案が可決の場合、令和8年2月27日付けで、決定いたします。</p> <p>詳細につきましては、参考資料8～9ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>これよりご審議願います。ご質疑、ご意見のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>「質疑、意見なし」の声あり。</p>
議 長	<p>ないようですので、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	<p>「異議なし」の声あり。</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。議案第7号「農用地利用集積等促進計画の決定について」は、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に日程第5、報告第2号「利用権（農用地利用集積計画）の解約について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の5ページ、参考資料10ページをご覧ください。</p> <p>農業委員会に解約の届出のあった件数、筆数、面積等について報告いたします。</p> <p>件数は1件、筆数は田が1筆、面積は計2,822㎡、対象人員は貸し手が1人、借り手が1人の解約届出がありました。</p> <p>借主及び貸主の両名から令和8年2月17日に合意解約した旨の通知がありました。詳細につきましては、参考資料の10ページをご確認ください。説明は以上です。</p>
議 長	<p>次に日程第6、報告第3号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
局 長	<p>議案の6ページ、参考資料の11～16ページをご覧ください。</p> <p>令和8年1月に農業委員会に届出のあった件数、筆数、面積について報告いたします。件数は12件、筆数は田31筆、畑50筆の計81筆、面積は計37,382㎡の届出がありました。</p> <p>詳細につきましては、参考資料の11～16ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>

議 長	次に日程第7、報告第4号「農地法第4条の届出について」事務局の説明をお願いします。
局 長	<p>議案の7ページ、参考資料の17ページをご覧ください。</p> <p>令和8年1月に農業委員会に届出のあった件数、施設の種類、施設の面積について報告いたします。</p> <p>件数は1件、施設の種類は農作業用トイレ1棟、施設の面積は計4.428㎡です。</p> <p>本件は、耕作者が耕作を行っている農地に自らの農作物の育成のために農業用施設を整備する場合であって、農業施設の規模が2a（200㎡）未満であれば許可を要しないこととしていることに伴い、違反転用と区別するために届出案件となっているものです。</p> <p>詳細につきましては、参考資料の17ページをご確認ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	以上を持ちまして予定されておりました議事について全て審議をいたしました。引き続き、事務局より一般報告や協議事項等があればお願いします。
事務局	（一般報告や協議事項等）
議 長	以上をもちまして、令和8年第2回竹原市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり会議の顛末を記し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年2月27日

議 長 祐本 征武

署名委員 石本 進